

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月27日

越生町長 新井 雄啓

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

越生地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○経営体数

個人 4 経営体

法人 1 経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうかの協議結果
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を利用した農地の集積・集約化を促進する

6. 今後の地域農業のあり方

- ・特産果樹の「梅・ゆず」は、6次産業化の取り組みを推進するとともに、ブランド化に取り組み商品に付加価値を付ける
- ・J A直売所及び町直売所通じ、地産地消(都市近郊型農業)の推進を図る。
- ・定年帰農者による農業集団を組織し、遊休農地の解消と担い手の確保を図る
- ・新規就農者と企業参入を促し、新たな担い手の確保を図る
- ・女性農業者による観光農園・農業体験など、グリーンツーリズム事業を推進する
- ・中山間地域は、国の直接支払事業を活用した共同活動を継続する
- ・高齢化や後継者不足で発生する遊休農地は、農地中間管理機構等を活用し、中心経営体への集積を図る